



栃木県公報

平成28年
5月6日(金)
第2780号

目次

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号による知事の指定に関する告示…………… 467
- 救急医療機関の指定の取消し…………… 467
- 土地改良区定款変更の認可…………… 468
- 道路の区域の変更…………… 468
- 道路の供用開始…………… 469

公 告

- 農用地利用配分計画の縦覧等…………… 469
- 土地改良区役員の退就任…………… 474
- 開発行為の工事完了…………… 479

監 査 委 員

- 栃木県職員措置請求に係る監査結果の公表…………… 479

調 達 等 公 告

- 入札公告…………… 485

告 示

栃木県告示第256号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の3第2号の規定により、再生利用されることが確実であると知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者を次のとおり指定したので告示する。

平成28年 5月 6日

栃木県知事 福 田 富 一

指定番号	事業者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	事業場の所在地	指 定 年 月 日	再生利用されることが確実であると認められた産業廃棄物の種類
001	栃木県鹿沼市深程990番地30 ジャパンテック株式会社 代表取締役 古澤 栄一	栃木県下都賀郡壬生町大字 生乙字御成橋東4038番地	平成28年 4月26日	廃ペットボトル

備考 廃ペットボトルとは、ポリエチレンテレフタレート製の容器（飲料又は特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第5の4の項に規定する特定調味料をいう。）が充填されていたものに限る。）が廃棄物となったものであって、小売販売を業として行う者の店舗において他の廃棄物と分別して回収されたものをいう。

(廃棄物対策課)

栃木県告示第257号

次の医療機関から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により、救急病院でなくなったことを告示する。

平成28年 5月 6日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地
一般財団法人とちぎメディカルセンター とちぎメディカルセンター下都賀総合病院	栃木市富士見町5-32

(医療政策課)

栃木県告示第258号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年5月6日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
富 屋 西 部 土 地 改 良 区	平成28年4月20日
西 下 ヶ 橋 土 地 改 良 区	平成28年4月21日
日 光 市 土 地 改 良 区	平成28年4月21日
国 府 土 地 改 良 区	平成28年4月25日

(農地整備課)

栃木県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年5月6日から同年6月4日まで一般の縦覧に供する。

平成28年5月6日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 461号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前A	日光市豊田184-9から 日光市豊田354-2まで	5.8～20.7	1571.9	
	前B	日光市今市919-5から 日光市豊田354-2まで	15.8～53.2	1965.0	
	後	日光市今市919-5から 日光市豊田354-2まで	15.8～53.2	1965.0	

II

道路の種類 主要地方道

路 線 名 常陸太田那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

239	前A	那須烏山市大沢字荒屋814から 那須烏山市大沢字荒屋1788まで	8.3～25.9	61.4	
	前B	那須烏山市大沢字荒屋814から 那須烏山市大沢字荒屋1788まで	6.7～25.9	65.8	
	後	那須烏山市大沢字荒屋814から 那須烏山市大沢字荒屋1788まで	8.3～21.6	61.4	

Ⅲ

道路の種類 一般県道
 路線名 牧野大沢線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
274	前A	那須烏山市大木須字田向309-1から 那須烏山市大木須字田向316-1まで	6.2～14.0	30.0	
	前B	那須烏山市大木須字田向309-1から 那須烏山市大木須字田向316-1まで	4.0～9.9	38.0	
	後	那須烏山市大木須字田向309-1から 那須烏山市大木須字田向316-1まで	6.2～14.0	30.0	

栃木県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年5月6日から同年6月4日まで一般の縦覧に供する。

平成28年5月6日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
239	主要地方道 常陸太田那須烏山線	那須烏山市大沢字荒屋814から 那須烏山市大沢字荒屋1788まで	平成28年5月6日
274	一般県道 牧野大沢線	那須烏山市大木須字田向309-1から 那須烏山市大木須字田向372まで	平成28年5月6日

(道路保全課)

公 告

○農用地利用配分計画の縦覧等

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を、栃木県農政部経営技術課及び所轄農業振興事務所において、平成28年5月6日から同月20日まで縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年5月6日

栃木県知事 福 田 富 一

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
氏名又は名称	住 所	
鈴木和弘	宇都宮市平出町5446番地	宇都宮市平出町5686番
小川皓久	宇都宮市石井町1842番地	宇都宮市石井町5059番
床井行男	宇都宮市柳田町350番地1	宇都宮市下平出町3225番1ほか1筆
吉田利夫	宇都宮市下平出町718番地	宇都宮市下平出町2795番
南木隆男	宇都宮市平出町2883番地	宇都宮市平出町字中丸2547番
福田修史	宇都宮市氷室町251番地	宇都宮市鑛山町3286番1ほか5筆
野澤重夫	宇都宮市氷室町1495番地2	宇都宮市氷室町4336番
福田典均	宇都宮市砂田町438番地	宇都宮市川田町566番
大塚雅弘	宇都宮市雀の宮3丁目4番27号	宇都宮市羽牛田町字北浦231番1ほか1筆
篠崎優	宇都宮市下反町町143番地	宇都宮市下横田町字五反田25番
鈴木康男	宇都宮市砥上町492番地	宇都宮市砥上町1814番1ほか2筆
松本富男	宇都宮市上欠町1082番地	宇都宮市下砥上町1707番
吉村慎子	宇都宮市駒生町3351番地1	宇都宮市新里町甲字台840番ほか1筆
池田富男	宇都宮市上金井町124番地2	宇都宮市上金井町95番
小森和一	宇都宮市竹林町409番地2	宇都宮市岩曾町字野末829番1ほか8筆
株式会社 和みの杜 代表取締役 高野和久	さくら市早乙女2726番地1	宇都宮市上小倉町字逆木4621番ほか9筆
増 淵 哲 博	宇都宮市芦沼町930番地2	宇都宮市芦沼町字中河原4261番ほか3筆
株式会社 JAアグリ うつのみや 代表取締役社長 大木 義之	宇都宮市中里町1435番地1	宇都宮市宮山田町字上河原1820番ほか14筆
高橋秀範	宇都宮市下小倉町3286番地	宇都宮市下小倉町字野添3013番ほか4筆
小林幸雄	宇都宮市下小倉町1254番地1	宇都宮市下小倉町字西河原4442番ほか1筆
高塩悦夫	宇都宮市下ヶ橋町1531番地	宇都宮市下ヶ橋町字下境2696番
高橋浩明	宇都宮市長峰町115番地2	宇都宮市下田原町字小久保3672番1ほか2筆
柳田壽雄	河内郡上三川町大字石田857番地	河内郡上三川町大字石田字作内1768番ほか4筆
新山勲	真岡市鹿1353番地	真岡市鹿字本田前866番ほか17筆
高山拓哉	真岡市高田1080番地	真岡市高田字川原399番ほか10筆
小池康夫	真岡市上大田和1194番地3	真岡市上大田和1791番ほか2筆
仲野英雄	真岡市並木町二丁目17番地4	真岡市亀山1691番ほか9筆
山中嘉治	真岡市鷺巣30番地	真岡市鷺巣1127番ほか15筆
パナプラス株式会社 代表取締役 仲田花絵	栃木市大久保町230番地	栃木市梅沢町字前田1750番
永田久男	栃木市大平町新751番地	栃木市大平町蔵井字川久保713番ほか2筆
落合進一	栃木市大平町北武井474番地	栃木市大平町北武井字大明神818番

荒 川 則 夫	栃木市大平町榎本902番地 2	栃木市大平町榎本字一本杉464番ほか 4 筆
渡 邊 正 行	栃木市藤岡町蛭沼2005番地	栃木市大平町伯仲字下赤津1698番 1 ほか 2 筆
永 田 栄 三 郎	栃木市大平町新706番地 2	栃木市大平町榎本字新町895番 1
古 川 和 義	小山市大字中里1079番地	栃木市大平町伯仲字姥神106番 1
大 久 保 矩 男	小山市大字上泉852番地	栃木市大平町伯仲字八幡654番
井 上 俊 男	栃木市岩舟町静和838番地	栃木市岩舟町静和字西田道上253番
黒 須 良 一	小山市大字網戸623番地 3	小山市大字網戸字向川原2617番ほか20筆
稲 葉 正 治	小山市大字網戸1305番地	小山市大字網戸字北裏820番 1 ほか 8 筆
池 田 浩	小山市大字網戸2036番地	小山市大字網戸字菱堀512番地
山 中 哲	小山市大字鏡977番地	小山市大字鏡字北田501番ほか14筆
稲 葉 實	小山市大字寒川1111番地	小山市大字寒川字森内750番 1 ほか 1 筆
大 久 保 昇	小山市大字押切32番地 1	小山市大字押切字西根198番
大 久 保 敏 光	小山市大字押切105番地	小山市大字押切字西根235番ほか 5 筆
日 高 清 典	小山市大字押切242番地	小山市大字押切字道ノ内428番ほか 1 筆
大 久 保 誠	小山市大字押切165番地	小山市大字押切字道ノ内438番ほか 2 筆
大 久 保 矩 男	小山市大字上泉852番地	小山市大字押切字蔵々 279番
福 田 登 志 夫	小山市大字間中1066番地	小山市大字上国府塚字星宮721番ほか 2 筆
野 口 喜 市	小山市大字卒島340番地	小山市大字卒島字谷ノ中213番ほか 2 筆
高 科 幸 司	小山市大字上初田388番地 1	小山市大字上初田字夕替739番ほか 2 筆
慶 野 貞 夫	小山市大字今里354番地	小山市大字今里字村東119番ほか 5 筆
伊 藤 幸 平	小山市大字大本1735番地 3	小山市大字大本字岡1728番ほか 3 筆
植 野 清	小山市大字小宅1320番地 1	小山市大字小宅字八幡西829番
佐 藤 雅 義	小山市大字小宅1288番地 1	小山市大字小宅字八幡西126番ほか 1 筆
福 田 真 一	小山市大字島田397番地	小山市大字島田字西川44番 1 ほか 7 筆
山 岸 万 美	小山市大字大本996番地	小山市大字小葉字本郷233番ほか 4 筆
野 口 喜 平	小山市大字松沼1220番地 1	小山市大字松沼字一丁田686番ほか 1 筆
青 島 和 弘	小山市大字松沼386番地 2	小山市大字松沼字大道283番 1 ほか 3 筆
柿 木 雄 行	小山市大字中島1123番地 1	小山市大字高橋字下高橋西30番ほか11筆
柿 木 芳 里	小山市大字福良2171番地	小山市大字福良字請地裏859番
田 中 敏 弘	小山市大字延島1383番地	小山市大字延島字十貫分138番ほか 2 筆
添 野 一 美	小山市大字延島2611番地	小山市大字高橋字郷530番ほか22筆
大 槻 英 夫	小山市大字北飯田285番地 1	小山市大字東山田字海道42番 7 ほか20筆
農事組合法人 カミナ マイ 代表理事 澤留省治	小山市大字上生井643番地	小山市大字上生井字稻荷穴220番ほか 3 筆
橋 本 隆	小山市大字西黒田336番地 2	小山市大字西黒田字年貢島449番10ほか 2 筆
大 島 義 夫	小山市大字西黒田125番地 2	小山市大字西黒田字明亀200番ほか 1 筆

日向野 義 三	小山市大字東黒田225番地 2	小山市大字乙女字山下1438番 1 ほか 1 筆
山 本 幸 男	小山市大字粟宮1431番地	小山市大字粟宮字不動下2023番ほか 5 筆
青 木 孝 夫	小山市大字下生井829番地	小山市大字下生井字喜多830番 1
高 橋 康 祐	小山市大字網戸1222番地	小山市大字網戸字菱堀505番 1
篠 原 正 巳	小山市大字迫間田575番地	小山市大字迫間田字松木215番 1 ほか 6 筆
速 見 政 孝	小山市大字下初田750番地 1	小山市大字下初田字茶道336番 1 ほか 3 筆
椎 名 正	小山市大字間中1346番地	小山市大字南小林字上宿620番ほか12筆
福 田 宜 裕	小山市大字間中1376番地	小山市大字下国府塚字広前77番ほか 5 筆
小 川 芳 久	小山市大字萩島203番地 1	小山市大字萩島字沖 6 番 1
田 波 かつえ	小山市大字小宅1705番地	小山市大字小宅字天王580番 2 ほか 8 筆
市 村 一 夫	小山市大字黒本505番地	小山市大字小宅字天王587番ほか18筆
福 田 雅 章	小山市大字島田654番地	小山市大字島田字荒屋敷233番ほか 3 筆
飯 泉 平 治	小山市大字立木1074番地	小山市大字立木字庚申塚593番 1 ほか 2 筆
曾 雌 和 男	小山市大字梁1484番地	小山市大字梁字四道免1023番 1 ほか 6 筆
添 野 利 光	小山市大字延島2236番地	小山市大字延島字青木1064番ほか 6 筆
梅 山 武	小山市大字北飯田232番地	小山市大字北飯田字小山添492番
本 橋 良 晃	小山市大字鉢形435番地 1	小山市大字出井字篠越480番 1 ほか 3 筆
吉 田 和 朗	茨城県結城市大字大谷瀬288番地	小山市大字向野字相ノ止部475番ほか 3 筆
朝 日 伊 次	小山市大字東野田2199番地 6	小山市大字東野田字本田1601番ほか 4 筆
小 野 寺 紀 明	小山市大字西黒田465番地 1	小山市大字西黒田字改巖島430番 1 ほか28筆
松 本 智	小山市大字下生井863番地	小山市大字下生井字金倉294番ほか 2 筆
菅 沼 正 治	小山市大字寒川1199番地	小山市大字寒川字宮ノ前629番ほか36筆
大 島 一 彦	小山市大字松沼131番地	小山市大字上国府塚字上宿76番ほか20筆
麻 生 政 男	小山市大字大本1799番地	小山市大字大本字大和内1102番ほか19筆
柏 瀬 勝 彦	小山市大字小薬314番地	小山市大字小薬字本郷271番 1 ほか26筆
秋 元 和 重	小山市大字小薬313番地	小山市大字小薬字関ノ下552番 1 ほか21筆
佐 藤 秀 彦	小山市大字小宅1313番地	小山市大字小宅字薬師堂300番ほか10筆
福 田 泰 一	小山市大字島田458番地	小山市大字島田字明神西547番ほか 5 筆
福 田 輝 明	小山市大字島田464番地	小山市大字島田字稗田103番ほか25筆
生 井 啓 光	小山市大字島田2198番地	小山市大字島田字伊保沼前1671番
橋 本 明 子	小山市大字島田2234番地	小山市大字島田字天王1624番ほか 1 筆
株式会社 新日本農業 代表取締役 荒井聡	小山市大字梁1276番地	小山市大字福良字請地前602番 1 ほか38筆
下ヶ橋 三 好	小山市大字延島594番地 1	小山市大字延島字児沼382番 1 ほか49筆
本 橋 信 男	小山市大字鉢形467番地	小山市大字犬塚字台山97番 1 ほか 7 筆
大 木 勉	小山市大字東黒田323番地	小山市大字東黒田字竹谷151番 1 ほか 4 筆
鈴 木 利 男	小山市大字飯塚1665番地	小山市大字飯塚字下河原1762番 1

宇賀持昇	下野市絹板598番地	下野市絹板字前谷田631番
山口富男	下野市下古山1043番地	下野市橋本字館内510番1ほか2筆
荒川剛士	下野市下古山595番地	下野市下古山字新田上3071番ほか7筆
川井明	下野市下坪山607番地	下野市磯部字塚越779番ほか2筆
合資会社 越井金四郎 商店 代表社員 越井悦郎	那須郡那珂川町小川2762番地	那須郡那珂川町三輪字志山578番ほか2筆
大金あけみ	那須郡那珂川町久那瀬638番地2	那須郡那珂川町久那瀬字川崎985番1ほか3筆
古内一也	那須郡那珂川町小口1650番地	那須郡那珂川町小口字上広瀬1624番ほか4筆
磯秀男	大田原市湯津上1564番地	大田原市湯津上字下ノ谷地1648番2
菊地秀俊	大田原市北金丸1800番地2	大田原市北金丸字中曾根1067番1
高崎真一	大田原市中野内1362番地	大田原市中野内字中山555番ほか7筆
大草邦夫	大田原市佐久山2054番地	大田原市佐久山字柳平523番ほか8筆
吉田延生	大田原市佐久山2265番地	大田原市佐久山字葉ノ木沢3336番ほか1筆
吉野勲	大田原市黒羽向町737番地	大田原市余瀬字新宿原1431番1ほか7筆
伊藤鉄夫	大田原市蛭田500番地	大田原市蛭田字上福田14番1ほか14筆
植竹英夫	大田原市湯津上256番地	大田原市湯津上字宮沢930番2ほか3筆
松本信生	大田原市余瀬500番地	大田原市寒井字糠塚原236番27ほか3筆
佐藤貞男	大田原市北金丸2041番地140	大田原市北金丸字山下562番
古谷慶一	大田原市加治屋94番地	大田原市佐久山字岩井町下355番ほか2筆
金森久夫	大田原市佐良土1193番地	大田原市湯津上字下大野4085番1ほか5筆
磯正美	大田原市北金丸208番地	大田原市北金丸字湯坂81番ほか3筆
郡司裕一	大田原市佐良土2039番地	大田原市佐良土字上ノ原3013番1ほか4筆
小澤紀義	大田原市大輪690番地1	大田原市大輪字柏木1222番ほか9筆
熊田正和	大田原市上奥沢159番地	大田原市上奥沢字上奥沢南683番1ほか9筆
荒井一夫	大田原市富池726番地	大田原市富池字松原前19番3
熊倉信一	大田原市奥沢176番地	大田原市上奥沢字上奥沢南783番ほか10筆
和久英雄	大田原市花園1番地199	大田原市花園字下原2280番
株式会社 桃井牧場 代表取締役 桃井一嘉	那須郡那須町大字高久丙5033番地	那須郡那須町大字高久甲字道西6158番3ほか13筆
嶋田裕至	足利市稲岡町44番地1	足利市寺岡町字牛飼169番ほか4筆
小林重雄	足利市久保田町680番地	足利市高松町字下沖889番ほか2筆
瀬山吉久	足利市高松町1220番地	足利市小曾根町字細田481番4ほか1筆
坂齋雅浩	足利市野田町1417番地1	足利市野田町字押出995番1ほか6筆
石川隆道	足利市県町1272番地	足利市高松町字前田道上180番1ほか2筆
株式会社 長谷川農場 代表取締役 長谷川良光	足利市県町1230番地1	足利市高松町字前田道上181番

山 根 久 好	足利市高松町1211番地	足利市高松町字前田道上284番
平 塚 和 弘	足利市県町1386番地 1	足利市県町字中妻1306番ほか 2 筆
蘆 原 啓 司	佐野市小中町1013番地	佐野市小中町字中堀75番ほか 4 筆

(経営技術課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成28年5月6日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
西那須野東部 土地改良区	理 事	森 眞		那須塩原市北赤田316-175	28. 3 .28	
	〃	鈴木 保男		〃 上赤田310	〃	
	〃	市村 孝経		〃 〃 347-34	〃	
	〃	竹内 富夫		〃 南赤田320	〃	
	〃	渡邊 繁		〃 東赤田321	〃	
	〃	君島 孝雄		〃 〃 342	〃	
	〃	菊池 利雄		〃 東三島 6 -340-18	〃	
	〃	大武 克次		〃 井口924- 2	〃	
	〃	齋藤 鉄雄		〃 〃 858	〃	
	〃	相馬 一		〃 西富山259	〃	
	〃	江連 紀佳		〃 槻沢12	〃	
	〃	植木 悟		〃 高柳225	〃	
	〃	宮澤 英司	宮澤 英司	〃 北赤田316-181	〃	28. 3 .29
	〃	鏑木 征男	鏑木 征男	〃 井口 8	〃	〃
	〃	鏑木 広志	鏑木 広志	〃 〃 468	〃	〃
	〃	遅澤 一彦	遅澤 一彦	〃 西遅沢91- 2	〃	〃
	〃	相馬 孝一	相馬 孝一	〃 西富山151	〃	〃
	〃	高村 眞佐	高村 眞佐	〃 槻沢183	〃	〃
	〃		相馬 孝夫	〃 北赤田316-85	〃	〃
	〃		江連 晴雄	〃 上赤田310-80	〃	〃
	〃		保坂 廣	〃 〃 347-26	〃	〃
	〃		平田 秀美	〃 南赤田323-39	〃	〃
	〃		田代 文夫	〃 東赤田321-83	〃	〃
〃		齋藤 典孝	〃 〃 321-1015	〃	〃	
〃		渡辺 誠	〃 東三島 6 -340- 8	〃	〃	
〃		大嶋 勝美	〃 井口927	〃	〃	

	理 事		薄井 三方	那須塩原市井口841		28. 3 .29
	〃		鏑木 一夫	〃 西富山433- 3		〃
	〃		田代 武	〃 井口134- 1		〃
	〃		渡辺 英男	〃 高柳106- 1		〃
	監 事	松原 勝則		〃 北赤田316-763	28. 3 .28	
	〃	星 次夫		〃 東赤田343	〃	
	〃	平山 忠正	平山 忠正	〃 井口1014- 1	〃	28. 3 .29
	〃		篠崎 昇	〃 上赤田347-36		〃
	〃		田代 保雄	〃 東赤田321		〃
柿 内 堰 土 地 改 良 区	理 事	赤羽根良一		鹿沼市上殿町16- 3	28. 3 .31	
	〃	小太刀敏夫		〃 〃 385- 1	〃	
	〃	小太刀 薫		〃 樺山町160	〃	
	〃	森田 稔		〃 〃 376	〃	
	〃	赤羽根 尚		〃 塩山町975- 1	〃	
	〃	高山 晴夫		〃 〃 500	〃	
	〃	鈴木 久恵		〃 日光奈良部町78	〃	
	〃	鈴木 康子		〃 〃 144- 2	〃	
	〃	須藤 幸雄		〃 奈佐原町314	〃	
	〃	宇賀神久雄		〃 〃 347	〃	
	〃	小太刀清司	小太刀清司	〃 樺山町142- 2	〃	28. 4 . 1
	〃		駒場 雄二	〃 上殿町31- 1		〃
	〃		鈴木 良男	〃 〃 245		〃
	〃		白石 長久	〃 樺山町280		〃
	〃		臼井 章	〃 〃 444		〃
	〃		赤羽根一郎	〃 塩山町802- 1		〃
	〃		塚原 満	〃 〃 292		〃
	〃		鈴木 秀一	〃 日光奈良部町94		〃
	〃		福田 徹	〃 〃 142- 2		〃
	〃		中島 啓	〃 奈佐原町315- 1		〃
〃		石塚 辰夫	〃 〃 324- 2		〃	
	監 事	赤羽根幸雄		〃 樺山町619- 3	28. 3 .31	
	〃	高橋 広		〃 奈佐原町335	〃	
	〃		小太刀 薫	〃 樺山町160		28. 4 . 1
	〃		須藤 幸雄	〃 奈佐原町314		〃
藤 岡 土 地 改 良 区	理 事	横田 一雄		栃木市藤岡町大前1978- 1	28. 3 .31	
	〃	上岡 保夫		〃 〃 甲2486	〃	

	理 事	上岡 秀幸		栃木市藤岡町甲2291	28. 3 .31	
	〃	鈴木十三男		〃 〃 〃160- 1	〃	
	〃	谷内 勝男		〃 〃 部屋2219	〃	
	〃	須藤 壽久		〃 〃 都賀2096	〃	
	〃	大橋 隆		〃 〃 蛭沼1893- 1	〃	
	〃	稲葉 幸一		〃 〃 西前原136	〃	
	〃	関口孫一郎	関口孫一郎	〃 〃 藤岡5776- 1	〃	28. 4 . 1
	〃	関根 仁	関根 仁	〃 〃 〃 3255	〃	〃
	〃	田熊 良夫	田熊 良夫	〃 〃 部屋2360	〃	〃
	〃	茂呂 政美	茂呂 政美	〃 〃 緑川357- 2	〃	〃
	〃	影山 和夫	影山 和夫	〃 〃 富吉84- 2	〃	〃
	〃	田中 武	田中 武	〃 〃 部屋225	〃	〃
	〃	前田 克己	前田 克己	〃 〃 赤麻4493	〃	〃
	〃	小堀 貞雄	小堀 貞雄	〃 〃 大前1362- 1	〃	〃
	〃		中田 雅夫	〃 〃 甲3039- 1		〃
	〃		福地 幸夫	〃 〃 〃 60		〃
	〃		関根 孝一	〃 〃 〃 1925		〃
	〃		横田 久雄	〃 〃 大前3516		〃
	〃		五十畑賢治	〃 〃 藤岡5757- 1		〃
	〃		山口 進	〃 〃 石川461		〃
	〃		毛塚 渡	〃 〃 帯刀69		〃
	〃		大橋 豊	〃 〃 蛭沼1934		〃
	〃		大木 英男	〃 〃 西前原84		〃
	監 事	葛生 諭		〃 〃 部屋1075- 1	28. 3 .31	
	〃	烏田 光明		〃 〃 蛭沼2010	〃	
	〃	海老沼俊夫	海老沼俊夫	〃 〃 大前861	〃	28. 4 . 1
	〃		松本 弘周	〃 〃 部屋743- 2		〃
	〃		柳田 好夫	〃 〃 蛭沼2028- 3		〃
市 貝 町 土 地 改 良 区	理 事	石川 進		市貝町大字上根1416	28. 3 .31	
	〃	小林 善		〃 〃 赤羽1875	〃	
	〃	高德 義男		〃 〃 続谷657	〃	
	〃		高久 政男	〃 〃 上根606- 2		28. 4 . 1
	〃		金子 幸広	〃 〃 赤羽2710- 2		〃
	〃		瀧沢 芳夫	〃 〃 大谷津61		〃
真 岡 市 土 地 改 良 区	理 事	水沼 泉		真岡市小林409	28. 3 .31	
	〃	井澤 誠		〃 原町91	〃	

理 事	和久井啓一郎		真岡市根本102	28. 3 .31	
〃	櫻井 和男		〃 飯貝834	〃	
〃	佐藤 和三		〃 小林1065	〃	
〃	柳 亦		〃 東郷200	〃	
〃	櫛毛 功		〃 西沼504- 1	〃	
〃	柳 光一		〃 亀山101	〃	
〃	櫻井 慎也	櫻井 慎也	〃 西田井1046	〃	28. 4 . 1
〃	飯田 一郎	飯田 一郎	〃 清水1392- 6	〃	〃
〃	小林 芳治	小林 芳治	〃 田島1102	〃	〃
〃	手塚 廉一	手塚 廉一	〃 堀内559	〃	〃
〃	仁平 明男	仁平 明男	〃 西郷346	〃	〃
〃	小菅 保	小菅 保	〃 島374	〃	〃
〃	細島 昇	細島 昇	〃 東大島1366- 2	〃	〃
〃	大塚 克彦	大塚 克彦	〃 京泉695	〃	〃
〃	渡辺 道夫	渡辺 道夫	〃 東沼1199	〃	〃
〃	大田和正一	大田和正一	〃 下籠谷733	〃	〃
〃	山口 嘉治	山口 嘉治	〃 〃 2277	〃	〃
〃	篠崎 正一	篠崎 正一	〃 八木岡363	〃	〃
〃		梅澤 涉	〃 根本1300		〃
〃		野沢 信一	〃 君島268		〃
〃		関口 政明	〃 飯貝2422		〃
〃		細谷 勝男	〃 下大田和293- 1		〃
〃		薄井 孝雄	〃 西田井1857		〃
〃		南雲 宏之	〃 東郷1114-20		〃
〃		小島 利雄	〃 西沼319		〃
〃		田村 等	〃 上鷲谷330		〃
監 事	小池 洸		〃 上大田和611	28. 3 .31	
〃	金澤 重男		〃 島219- 2	〃	
〃	石川 市朗		〃 下籠谷287- 2	〃	
〃	飯村喜久男	飯村喜久男	〃 東大島1194	〃	28. 4 . 1
〃	櫻井 武和	櫻井 武和	〃 飯貝840- 1	〃	〃
〃		高橋 裕忠	〃 上大田和212		〃
〃		横山 一夫	〃 西沼324		〃
〃		菅谷 勇二	〃 下籠谷225		〃
上 石 那 田 土 地 改 良 区	理 事	手塚 俊夫	宇都宮市石那田町1225		28. 3 .25
	〃	大草 守	〃 〃 1140		〃

	理 事		松島 享	宇都宮市石那田町1262		28.3.25
	〃		高橋 英夫	〃 〃 1395		〃
	〃		福田 成夫	〃 〃 1110		〃
	〃		半田 國夫	〃 〃 1554		〃
	〃		松島 清	〃 〃 1292		〃
	〃		半田 光隆	〃 〃 1576		〃
	〃		柴田 禮市	〃 〃 656		〃
	〃		柴田憲一郎	〃 〃 645		〃
	監 事		手塚 悦男	〃 〃 1124-2		〃
	〃		碓氷 昭一	〃 〃 1218-1		〃
	〃		大草 達夫	〃 〃 927		〃
新 里 土地改良区	理 事	安達 修司		宇都宮市新里町乙335	28.3.31	
	〃	森田 誠一		〃 〃 甲363	〃	
	〃	祖母井善昌	祖母井善昌	〃 〃 丙947	〃	28.4.1
	〃	鈴木 明	鈴木 明	〃 〃 丁941	〃	〃
	〃	床井 明	床井 明	〃 〃 甲135-3	〃	〃
	〃	松本 栄	松本 栄	〃 〃 乙912	〃	〃
	〃	半田 孝夫	半田 孝夫	〃 〃 甲587	〃	〃
	〃	松本 文彦	松本 文彦	〃 〃 乙1	〃	〃
	〃	床井 正夫	床井 正夫	〃 〃 〃697-2	〃	〃
	〃	床井 光雄	床井 光雄	〃 〃 〃537	〃	〃
	〃	金田 一夫	金田 一夫	〃 〃 丙1120	〃	〃
	〃	半田 隆政	半田 隆政	〃 〃 〃198	〃	〃
	〃	小塚 文夫	小塚 文夫	〃 〃 丁340-1	〃	〃
	〃	渡辺 光	渡辺 光	〃 〃 〃634-6	〃	〃
	〃	高橋 順一	高橋 順一	〃 岩原町560-1	〃	〃
	〃	高橋 通昭	高橋 通昭	〃 〃 569	〃	〃
	〃	高橋 幹夫	高橋 幹夫	〃 田下町455	〃	〃
	〃	本澤 勇二	本澤 勇二	〃 細谷町218-1	〃	〃
	〃		麦嶋 勝幸	〃 新里町甲688	〃	〃
	〃		福田 克夫	〃 〃 乙812	〃	〃
		監 事	小塚 一郎	小塚 一郎	〃 〃 丙62	28.3.31
	〃	吉澤 篤人	吉澤 篤人	〃 〃 甲195	〃	〃
	〃	高橋 秀郎	高橋 秀郎	〃 岩原町573	〃	〃
下田原北部 土地改良区	理 事	山崎 昭芳		宇都宮市下田原町746	28.3.31	
	〃	齋藤 芳久	齋藤 芳久	〃 〃 2018	〃	28.4.1

理 事	山崎 清	山崎 清	宇都宮市下田原町794	28.3.31	28.4.1
〃	齋藤 信夫	齋藤 信夫	〃 〃 1786	〃	〃
〃	田中 伸紀	田中 伸紀	〃 〃 1844	〃	〃
〃	六本木良一	六本木良一	〃 〃 2012	〃	〃
〃	渡邊 修	渡邊 修	〃 〃 2057	〃	〃
〃	石渡 至	石渡 至	〃 〃 808	〃	〃
〃	阿部 英夫	阿部 英夫	〃 宝井町535-3	〃	〃
〃	直井 英一	直井 英一	〃 〃 410-3	〃	〃
〃	鈴木 悦夫	鈴木 悦夫	〃 〃 562-3	〃	〃
〃	饗庭 孝行	饗庭 孝行	〃 〃 449-1	〃	〃
〃	饗庭 邦明	饗庭 邦明	〃 〃 399	〃	〃
〃		石渡 誠	〃 下田原町820		〃
監 事	黒崎 英一	黒崎 英一	〃 〃 2283-1	28.3.31	〃
〃	岡本 克司	岡本 克司	〃 宝井町600	〃	〃
〃	篠原 健二	篠原 健二	〃 〃 406	〃	〃

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年5月6日

栃木県知事 福田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上三川5100番1、5100番2、5100番3、5100番4、5100番5、5100番6、5100番9、しらさぎ一丁目45番17	河内郡上三川町大字上三川4645番地3	有限会社藤商事
真岡市清水字堀ノ内220番5	真岡市熊倉町4973番地13	和田 智 彰 L'Esperance103号
芳賀郡益子町大字益子字大堤1986番、1987番1、1987番2、1994番1、1994番5、1995番1、1994番5地先、1995番1地先	真岡市八条95番地	はが野農業協同組合
芳賀郡芳賀町大字西水沼字舟戸台2240番30	宇都宮市峰四丁目10番29号ルミエール峰101	坂 卷 太 一 坂 卷 恵 美

(都市計画課)

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく栃木県職員措置請求について、同条第4

項の規定により、監査した結果を次のとおり公表する。

平成28年5月6日

栃木県監査委員	五十嵐	清
同	山形	修治
同	金井	弘行
同	石崎	均

栃木県職員措置請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所 小山市（以下省略）

氏名 （省略）

2 請求書の提出日

平成28年2月25日

3 請求の内容

請求人提出の栃木県職員措置請求書（以下「請求書」という。）による主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

なお、以下の「請求の要旨」及び「請求の経緯」は、できるだけ請求書の原文に即して記載したが、個人名の記号化、個人情報省略及び改行位置の変更を行った。

(1) 請求の要旨

栃木県知事福田富一に対し、栃木土木事務所職員は、県道宇都宮結城線の拡幅工事に関わる買収金額の支払い後の引き渡しを遅延した期間（7年6カ月）における地代の請求を怠った期間90カ月分（不法占拠期間）の地代相当額428,947円について、不法占拠者（旧土地所有者）Aに対し、速やかな措置を講じるよう求める。

(2) 請求の経緯

栃木県・栃木土木事務所（以下「土木事務所」という。）は、県道宇都宮結城線の拡幅工事に伴う小山市大字高橋地内A所有の用地買収（平成19年1月24日契約締結・売買代金：2,859,675円・買収金額の支払いは、平成19年2月）に伴い、当該土地の所有権移転登記（平成19年3月14日登記完了）が完了したにもかかわらず土地の引き渡す努力を怠り、平成27年9月末日に至り引き渡した。Aから、登記完了の1年後の平成19年3月23日付で建物等移転完了期限延期願書が提出され、土木事務所はこれを了承したが、その後も引き渡しは行われず、この間、Aによる不法占拠状態が、7年6カ月余続いた。

尚、不当占拠期間（平成20年3月22日～平成27年9月30日：7年6カ月余（約90か月間））、土木事務所は、Aに対して再三にわたり引き渡しを求めてきたが、一向に応ずる気配なく、平成27年9月に至り引き渡しを完了した。

不法占拠期間90か月間について、土木事務所は、当該用地が栃木県に所有権移転が完了しているにも拘らず、引き渡しの督促のみで、引き渡し完了後であっても所有権に基づく地代の請求を一切してこなかったことは極めて遺憾であった。

しかるに、不当占拠期間（90か月間）における、土木事務所が請求を怠った地代相当額428,947円を、前所有者であり不法占拠者であったAに対し、栃木土木事務所職員に速やかに必要な措置を講じるよう栃木県知事福田富一に求める。

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成28年3月4日に所定の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象機関

監査対象事項を県が主要地方道宇都宮結城線交通安全施設工事（以下「本件事業」という。）に伴い

Aと締結した当該土地売買に関する契約に基づく履行の遅滞を原因とする損害賠償請求権を県が有しているか否か、そして、損害賠償請求権を有している場合には、その行使を怠ったことが財産の管理を怠る事実に当たるか否かとし、監査対象機関を県土整備部用地課及び栃木土木事務所とした。

2 監査の実施

県土整備部用地課及び栃木土木事務所の職員から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、説明を聴取する等慎重に監査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を設け、平成28年3月15日に請求人から陳述を受けた。

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象機関から確認した事項は次のとおりである。なお、「1 事実関係の確認」及び「2 監査対象機関説明・意見」の文中の「土地の引渡し」には、物件の移転を含む。

(1) 本件事業の概要

本件事業は、主要地方道宇都宮結城線の小山市大字高椅地内の約1,500m区間について歩道を整備するものである。本件土地に係る整備区間の約60mについては、平成22年度に更地であった約26mの区間の工事を行い、残りの約34mの区間は、平成27年9月9日に土地の引渡しを受けたことから、同月18日に工事に着手、同年10月30日に工事が完了したことにより、約1,500mの全区間の工事が完了した。

(2) 土地売買に関する契約書の概要

ア 売買対象の土地（契約書別表1に掲げる土地）

所 在	地 積	現 況 地 目
小山市大字高椅地内	45.85㎡	畑
小山市大字高椅地内	96.44㎡	宅地
小山市大字高椅地内	3.86㎡	宅地

イ 移転を要する物件及び補償項目（契約書別表2に掲げる物件及び補償対象）

建物補償、工作物補償、動産移転料、仮住居補償、移転雑費、立竹木補償及び祭司料補償

ウ 履行（土地の引渡し）期限（契約書第3条）

平成19年3月23日

エ 契約金額の支払

(ア) 前金の支払（契約書第5条第2項）

Aは、売買土地の所有権移転登記に必要な書類を県に提出したときは、契約金額のうち次の表（掲載省略）に掲げる金額を県に請求することができる。

(イ) 残金の支払（契約書第5条第3項）

Aが前金を請求した場合においては、県に売買土地を引き渡し、かつ、所有権移転登記が完了した後にその残金を請求することができる。

オ 契約日

平成19年1月24日

(3) 経緯（土地売買に関する契約締結から歩道工事完了まで）

平成19年1月24日	契約締結
2月1日	前金（物件等の移転料の一部）の支出手続
3月14日	本件土地の所有権移転登記完了
3月23日	土地の引渡しの履行期限
	Aから建物等移転完了期限延期願書の提出があり県は同日承認

	延期後の履行期限は平成20年3月21日
平成20年3月21日	延期後の履行期限
5月9日	残金（土地代金及び物件等の移転料の残金）の支出手続
平成22年2月4日	本件土地中、更地であった区間の工事着手（7月30日工事完了）
平成27年7月28日	履行期限を平成27年9月30日とする内容の催告書を発出
9月9日	履行確認（土地の引渡し）
9月18日	歩道整備工事着手
10月30日	歩道整備工事完了

(4) 公共事業に必要な土地等の取得等に関する事務について

公共事業に必要な土地等の取得等に関する事務は、栃木県県土整備部用地事務処理要領（平成2年2月9日用地第241号土木部長通達。以下「事務処理要領」という。）に基づき行われている。

事務処理要領第6章では、契約義務の履行及び所有権移転登記が完了したことをそれぞれ確認して補償金を支出しなければならないが、土地代金については契約しがたい買い入れに該当し、かつ、所有権移転登記に必要な書類の提出があったときに契約金額の70%以内を前金払により支出でき、物件等の移転料については契約金額の70%以内を前金払により支出できると定めている。

(5) 催告書について

平成27年7月28日付け栃木土木事務所長名で発した催告書の内容は、平成27年7月1日に履行期限を同年9月30日とした土地の引渡しの履行を改めて催告するとともに、土地の引渡しの履行ができない場合には、民事訴訟手続の準備に入るというものであった。

2 監査対象機関説明・意見

用地課長及び栃木土木事務所長は、それぞれの所管事務について以下のとおり陳述した。

(1) 事業の概要

本件事業は、宇都宮市と茨城県結城市を結ぶ主要地方道宇都宮結城線のうち、小山市高橋地区における歩道整備を目的とした事業である。

県では、平成4年度から、本件土地を含む新川工区の事業に着手し、用地買収と工事を進めてきた。

本件土地については、その事業期間内にAと契約に至らなかったため、平成10年度に当該土地を残し事業を完了した。

この時点においての土地収用法による用地取得については、当該事業が歩道整備を目的とした事業であり、土地収用権を付与する土地収用法上の事業認定の取得が困難と見込まれたこと、そして権利取得及び明渡裁決を得たとしても、行政代執行により居住中の建物を撤去することになることなどから、土地収用という判断には至らなかった。

また、翌年度から隣接する高橋工区の事業が始まることもあり、Aとの契約合意が得られた場合には、当該工区の事業に取り込むことを予定していた。

その後、平成11年度から高橋工区の事業に着手したところ、Aと平成18年度に本件土地の契約について合意が得られたため、同工区に取り込み平成19年1月24日付けで土地売買に関する契約を締結した。

(2) 契約以後の経過

契約の内容としては、宅地と畑の土地売買、母屋などの建物、塀などの工作物、及び庭木類の移転補償であり、平成19年3月23日を履行期限として契約を締結した。その後Aからの建物等移転完了期限延期願書の提出を受け、期限を平成20年3月21日に延期している。

延期後の履行期限でも、移転は完了しなかったが、Aが履行する意思を示していたことや、一部移転が実施されていたことなどから、近日中に移転が完了するものと見込み、契約残金の支払手続を取り、平成20年5月23日に全額支払いを完了した。

しかし、その後も移転は完了せず、土地の引渡しを受けることができなかった。

最終的には平成27年9月9日に引渡しを受け、速やかに工事に取りかかり、同年10月30日に工事が完了し、同年11月13日に供用を開始した。

(3) Aへの督促

栃木土木事務所は、平成20年3月21日の期限以降、平成27年9月9日に土地の引渡しを受けるまでの間、直接訪問または電話により延べ37回に渡り、Aあてに移転の督促を行ってきたが、結果として引渡しまでに約7年半を要した。

この間、栃木土木事務所としては、明渡し督促の手段として、建物取去土地明渡し請求の訴訟提起、あるいは損害賠償請求を検討した経過も有ったが、Aは納屋の解体や、母屋の移転先にあった補償対象外の蔵の解体、庭石の移設、庭木の伐採等、少しずつ移転を進めていたことや、移転の意思を示していたこと、また、訴訟や損害賠償請求に至った場合、かえって土地の引渡しが遅延することも考えられたため、任意による速やかな引渡しを求める督促に留めてきた。

しかしながら、平成27年度に高橋工区の事業が本件土地を除いて完了する見込みとなったことから、本件土地についても年度中に工事が完了するよう、上半期中での引渡しを目指し、督促をしてきた。

これまではAと面談し、口頭により移転を督促してきたが、結果的に明確な効果が見られなかったことから、最終的な手段として、所長名の公文書をもって、改めて平成27年9月30日を履行期限とし、この期限を過ぎた場合は訴訟も辞さない旨を通告し、強く移転を督促したところである。

(4) 不法占拠による損害賠償等請求について

土地の引渡し後、損害賠償等の請求に関しては、その損害額を算出する根拠となる条例等がないこと、また、借地料相当を損害額として請求から徴収まで想定すると、訴訟は避けられないと考え、費用対効果の観点から利益がないこと、これらを判断し、請求しない方針とした。

また、今回の住民監査請求を受けて、地代相当額の請求を再度検討するなかで、催告書の文面により、請求権を失っているのではないかという疑義が生じた。

これは、平成27年7月28日付けで、Aに通知をした催告書の文中に「履行期限を平成27年9月30日とし」という文言が記載されていたためである。

この文言について、法的な解釈を県の顧問弁護士に確認したところ、履行期限を延期したことになり、当該期限内に移転しているため遅延損害金等の請求権利は存在しないという見解が示された。

このため、請求人の主張するAへの損害賠償等については、当初方針のとおり請求しないこととしたいと考えている。

(5) 履行期限延期の事実について

当該事業が平成27年度をもって本件土地以外の工事がすべて完了する見込みが立ったことから、当該土地についても工事を行い、事業全体の完了を図るため、上半期には是が非でも土地の引渡しを受けたいとの思いを強く持った。

しかしながら、Aのこれまでの対応から考えると、従来の口頭による督促ではなく、文書によって履行期限を明示し、これを最終通告と位置づけ、これによって、県の事業推進に対する強い意思を示さないかぎり、Aに履行させることは不可能と判断した。

今年度中に事業を完了させるためにも、また将来想定される訴訟手続を進める前提としても、履行期限を明示した催告書を手交する必要があるが、これにより結果として履行遅滞でない状況となってしまうことについては、やむを得なかったと考えている。

とはいえ、長期にわたり歩道整備の完了が遅延したことにより、地域住民に不便をかけたことについては、大変申し訳なく思っている。

この反省を踏まえ、今後同様の事案が発生しないよう、適切な事務処理に努めてまいりたいと考えている。

3 判断

請求人は、「買収金額の支払い後の引き渡しを遅延した期間」において本件土地を使用した地代相当額をAに請求するよう主張している。

請求人は、地代相当額を請求する根拠について明示していないが、請求書に「遅延した期間の地代相当額」と記載されていることから、請求人は、物件の移転及び土地の引渡し（以下「契約義務」という。）の履行が遅滞したことによる地代相当額の損害賠償請求権を県が有しているとし、県はその行使

を怠っていると主張しているものと解した。

そこで、Aに対する損害賠償請求権を県が有しているか否か、そして、損害賠償請求権を有している場合には、その行使を怠ったことが財産の管理を怠る事実にあたるか否かを検討することとした。

(1) Aに対する損害賠償請求権を県が有しているか否か

本件土地の県への所有権移転の時期は、契約締結時である平成19年1月24日であり、所有権移転登記は同年3月14日に完了している。

また、本件土地の売買に係る契約義務の履行期限は、原始契約では平成19年3月23日であったが、同日付けでAから履行期限を平成20年3月21日まで延期することを求める建物等移転完了期限延期願書の提出があり、県はこれを願いのとおり承認していることが認められた。

Aは、変更後の履行期限である平成20年3月21日までに庭木の伐採や納屋の取壊しを行ったものの、その他の契約対象の物件の移転を行わず、契約義務を履行しなかった。また、Aは再度の履行期限の延期も求めなかったことから、Aは平成20年3月22日以降履行遅滞の状態となった。

県とAは土地売買に関する契約を締結し、Aは契約に基づく債務を履行する義務を負っている。民法第415条は、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。」と規定している。Aは、履行遅滞となって以降、県から再三にわたり督促をされているにもかかわらず、契約義務を履行してこなかった。このことから、県は、履行を遅滞しているAに対する民法第415条に基づく損害賠償請求権を有していることとなる。

(2) Aに対する損害賠償請求権の行使を怠ったことが財産の管理を怠る事実にあたるか否か

Aが履行遅滞となった後、栃木土木事務所の職員が面談及び電話により契約義務の履行の督促を行ってきたことは認められたものの大きな進展はなく、最終的に契約義務が履行されたのは、履行期限を7年6ヵ月近く経過した平成27年9月9日となったことが栃木土木事務所で作成された復命書から確認できた。

その後、栃木土木事務所は、平成27年9月18日工事に着手し、同年11月13日に供用を開始している。当初の計画から7年以上当該区間の歩道整備が進まなかったことは、歩行者の安全な通行の確保を目的とした当該事業の趣旨からしても、栃木土木事務所のAに対する対応は不適切なものであったと言わざるを得ない。

栃木土木事務所は、法的手段をとると結果的に契約義務の履行が遅延することなどを理由に建物収去土地明渡請求の訴訟の提起を見合わせたと説明しているが、契約金額を支払い済であること、本件土地については県への所有権移転登記が完了していることを考えれば、裁判でも早期の判断が出されるものと推測され、7年を超える期間、建物収去土地明渡請求訴訟や損害賠償請求訴訟を提起しなかったことに合理的理由は認められないと言わざるを得ない。

一方、平成27年7月28日付けでAに対し発した栃木土木事務所長名の催告書（以下「催告書」という。）において、栃木土木事務所が契約義務の履行期限を同年9月30日まで延期していたことが認められた。このことにより、建物収去土地明渡請求権や損害賠償請求権の根拠となる履行遅滞状態ではなくなり、結果としてこれらの請求権を、意図していなかったとはいえ、喪失することになったことは、本件土地についての請求権の管理を怠ったものと言わざるを得ない。

その後、Aは、催告書により平成27年9月30日まで延期された履行期限内の同年9月9日に契約義務を履行したことから、県には履行遅滞による損害が生じていないこととなった。

(3) 結論

以上のことから、請求書の提出時点においては、県は損害賠償請求権を有しておらず、当該請求権の不行使を理由とした、財産の管理を怠る事実もないと判断した。

よって、請求人の主張には理由が認められず、本件請求を棄却する。

4 意見

監査の結果については以上のとおりであるが、監査委員として次のとおり意見を述べる。

(1) 催告書による履行期限の延期について

栃木土木事務所長は、土地売買に関する契約に基づく契約義務の履行期限を延期することから生じる法的効果の認識を欠いたまま、催告書を発し、結果として県の建物収去土地明渡請求権及び損害賠

償請求権を喪失することとなってしまった。公文書上の表現はもとより当事者に対する口頭での説明等においても、その及ぼす法的効果について、十分考察するとともに、所内又は主管課におけるチェック体制を確立すべきである。

(2) 契約金額の支出について

事務処理要領に従い作成された契約書では、契約金額の前金として、物件移転料等の通常損失補償金のうちの一部をAが請求することができるとされていた。栃木土木事務所は、前金を支払った後、この契約書の残金の支払いに関する定めに反し、残金を支払っていた。

契約書及び契約金額の支払方法を定めた事務処理要領に反するこのような事務処理は不適切な行為である。

また、契約代金の支払いを相手方の義務履行後とすることは、契約義務を履行させる有力な手段の一つとも言えるものであり、この手段を放棄したことが履行遅滞の原因の一つと言える。

今後は、事務処理要領の適切な運用が必要である。

(3) 建物収去土地明渡請求訴訟の早期の提起について

栃木土木事務所は、法的手段をとると結果的に契約義務の履行が遅延することなどを理由に建物収去土地明渡請求の訴訟手続を見合わせたと説明するが、7年を超える期間、建物収去土地明渡請求訴訟を提起しなかったことに合理的理由は認められない。本件では、契約金額の支出と土地所有権の移転登記が済んでいることから、建物収去土地明渡請求訴訟により早期に解決し、歩行者の安全な通行を確保することが可能であったと思料する。

なお、県は平成28年1月に建物収去土地明渡請求訴訟を提起した事例もあり、今後は、契約に基づく義務の履行に応じない当事者に対し、法的手段の活用を図るなど、地域住民の益に資するべく、早期の解決を目指していくべきである。

(4) 書類の保存について

契約義務の履行が完了していない契約金額の支払に係る請求書の財務関係書類等が廃棄されるなど、不適切な事務処理があった。今後は、適切な文書管理に努められたい。

調達等公告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年5月6日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 消防防災ヘリコプター（アグスタ式AW139型）運航管理業務
- (2) 業務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成28年6月1日から平成31年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約にあたっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- (4) 履行場所 栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台128-1（栃木ヘリポート内）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、その他のサービス（運送）の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成28年5月26日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業及び同条第21項に規定する航空機使用事業の許可を受けている者であること。

(5) 本入札に係る業務と同種の業務を過去5年以内に1年以上履行した実績を証明できること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号

栃木県県民生活部消防防災課消防救急担当（8階） 電話028-623-2132

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成28年5月26日午前10時 栃木県庁本館8階災害対策室

(3) その他

入札説明書は、平成28年5月6日から同月13日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

(消防防災課)